

奈良県告示第百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、令和二年八月奈良県告示第百九十八号（指定代理納付者の指定）は、令和四年六月三十日限りで廃止した。

令和四年八月二十三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 指定納付受託者の名称

京銀カードサービス株式会社

二 指定納付受託者の所在地

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町七三一番地

三 指定納付受託者の指定をした日

令和四年七月一日

四 納付事務を行う歳入等

クレジットカードを利用して納付するふるさと奈良県応援寄附金

五 納付事務を行う期間

令和四年七月一日から令和五年三月三十一日まで